

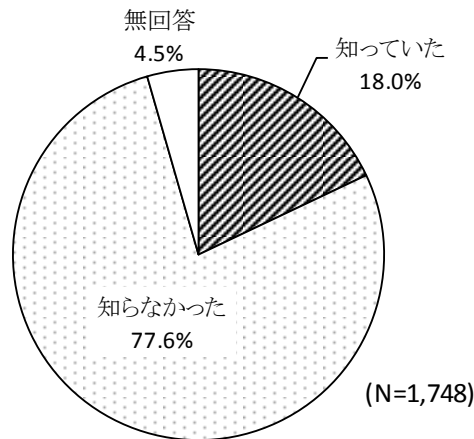
# 第7章 障害者福祉

## 7-1 障害者虐待防止法の認知と理解

### (1) 障害者虐待防止法の認知

「障害者虐待防止法」を知っていた人は18.0%。  
50歳代以上では知っていた人が2割を超えており、70歳代では24.7%。

問 25 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月に施行されました。あなたは、この法律を知っていましたか。（あてはまる番号に1つだけ○印）



#### ◆属性別特徴

【性別】性別による大きな違いはみられない。

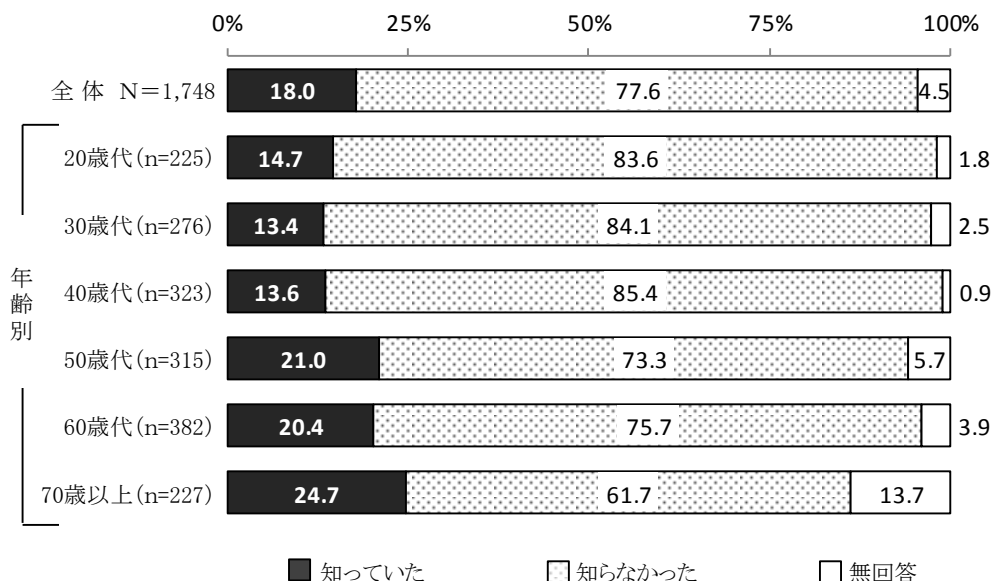
【年齢別】認知度は50歳代以上の年齢層で2割を超えている。

【ブロック別】認知度が最も高い中央部(22.5%)と、最も低い北部A(12.2%)では10ポイントほどの差がある。

【障害者福祉の重要度別】障害者福祉施策を重要視していない人で「知らなかった」の割合が81.0%と高い。

【家族の状況別】障害者手帳を持っている人がいる世帯では認知度が25.0%で、持っている人がいない世帯(17.1%)より7.9ポイント高い。

●図 7-1 年齢別にみた障害者虐待防止法の認知度





		標本数 (票)	障害者虐待防止法の認知(%)		
			知っていた	知らなかった	無回答
全体 (カッコ内は標本数)		100.0 (1,748)	18.0 (314)	77.6 (1,356)	4.5 (78)
性別	男性	818	18.8	76.4	4.8
	女性	930	17.2	78.6	4.2
ブロック別	東部A	116	20.7	75.0	4.3
	東部B(田主丸)	114	17.5	78.1	4.4
	北部A	164	12.2	84.8	3.0
	北部B(北野)	120	14.2	80.0	5.8
	中央東部	215	16.3	80.0	3.7
	南東部	172	16.9	79.1	4.1
	中央部	222	22.5	71.2	6.3
	中央南部	302	19.2	78.5	2.3
	南西部	155	18.1	78.7	3.2
	西部A(城島)	75	18.7	68.0	13.3
	西部B(三潁)	93	20.4	74.2	5.4
重要度の別	重要	1,421	19.1	76.7	4.2
	重要でない	105	17.1	81.0	1.9
	わからない	198	9.6	83.3	7.1
	無回答	24	25.0	66.7	8.3
状況別の	障害者手帳所持者なし	1,541	17.1	78.7	4.3
	障害者手帳所持者あり	192	25.0	69.3	5.7
	無回答	15	20.0	73.3	6.7

## 知っていますか？

障害のある人に対する虐待に気づいた人には、  
**通報義務があります。**

### ●障害のある人を虐待から守りましょう

虐待は、障害のある人の尊厳をおびやかす、障害者の自立や社会参加のさまたげとなる、あってはならない行為です。

平成24年10月、虐待を禁止し、通報義務その他の予防・早期発見のための取り組みや、擁護者への支援等を定めた「障害者虐待防止法」が施行されました。

### ●虐待に気づいたらすみやかに通報・相談を

早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待をしている家族などの抱える問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

通報・相談は下記まで

**久留米市障害者虐待ホットライン**

**TEL 080-2772-7755**

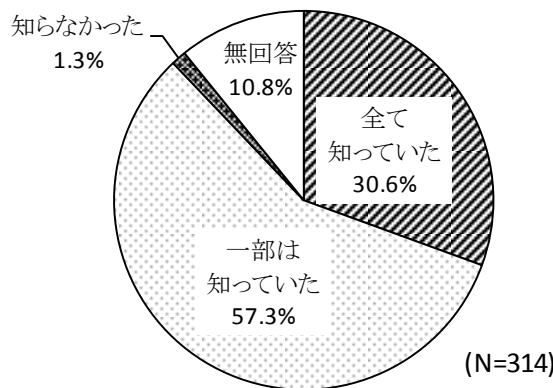
どんなことが障害者虐待？  
次ページへ

(2) 障害者虐待防止法で規定する虐待にあたることの認知

虐待にあたる内容を全て知っていた人は30.6%、一部は知っていた人57.3%。  
合わせて、9割近くの人がどのようなことが虐待にあたるかを知っている。

問 25 付問 1 **問 25 で 1 に回答した人に** あなたは、障害者虐待防止法で規定する虐待にあたることとして、次にあげるア～オがあることを知っていましたか。(あてはまる番号に1つだけ○印)

- 【障害者虐待の例】
- ア. 身体的虐待(平手打ち、縛り付ける、閉じ込める、など)
  - イ. 性的虐待(性交、キスをする、わいせつな話をする、など)
  - ウ. 心理的虐待(怒鳴る、悪口を言う、わざと無視する、など)
  - エ. 放棄・放任(十分な食事を与えない、必要な医療などを受けさせない、など)
  - オ. 経済的虐待(年金や賃金を渡さない、勝手に預貯金などを使う、など)



◆属性別特徴

- 【性別】「全て知っていた」は女性 35.0%に対して男性 26.0%と9ポイントの差があるが、「一部は知っていた」を合わせた値はともに9割弱でほとんど差はみられない。
- 【年齢別】「全て知っていた」は若年層ほど割合が高く、20 歳代では5割を超えている。また、「一部は知っていた」は年齢が上がるほど割合も高くなり、70 歳以上で約7割となっている。
- 【障害者福祉の重要度別】障害者福祉施策が重要と考える人の認知度は 88.6%、重要でない人に比べて 10.8ポイント高くなっている。「全て知っていた」割合も重要視する人が高い。
- 【障害者福祉の満足度別】
  - ・障害者福祉施策に満足している人では、認知度は 87.7%で、不満な人より 6.2ポイント高くなっているが、「全て知っていた」割合は不満な人の方が9ポイントほど高い。
- 【家族の状況別】家族に障害者手帳所持者がいる世帯での虐待内容に関する認知度は 89.6%、所持者がいない場合でも 87.8%と、虐待の内容について知っているという認知度は高い。虐待内容の「全て知っていた」人は3割程度にとどまっている。

		標本数 (票)	虐待にあたることの認知(%)				
			た全 て知 って い	い一 た部 は知 って	『知 って いた 』	知 ら な か つ た	無 回 答
全 体 (カッコ内は標本数)		100.0 ( 314)	30.6 ( 96)	57.3 ( 180)	87.9 ( 276)	1.3 ( 4)	10.8 ( 34)
性 別	男性	154	26.0	61.0	87.0	1.3	11.7
	女性	160	35.0	53.8	88.8	1.3	10.0
年 齢 別	20歳代	33	51.5	39.4	90.9	6.1	3.0
	30歳代	37	45.9	43.2	89.1	-	10.8
	40歳代	44	34.1	54.5	88.6	2.3	9.1
	50歳代	66	34.8	54.5	89.3	-	10.6
	60歳代	78	19.2	66.7	85.9	1.3	12.8
	70歳以上	56	16.1	69.6	85.7	-	14.3
重 要 度 別	重要	271	31.4	57.2	88.6	1.5	10.0
	重要でない	18	27.8	50.0	77.8	-	22.2
	わからない	19	31.6	57.9	89.5	-	10.5
	無回答	6	-	83.3	83.3	-	16.7
満 足 度 別	満足	122	25.4	62.3	87.7	1.6	10.7
	不満	81	34.6	46.9	81.5	-	18.5
	わからない	92	32.6	59.8	92.4	2.2	5.4
	無回答	19	36.8	57.9	94.7	-	5.3
状 況 別	障害者手帳所持者なし	263	30.4	57.4	87.8	1.1	11.0
	障害者手帳所持者あり	48	31.3	58.3	89.6	2.1	8.3
	無回答	3	33.3	33.3	66.6	-	33.3

## こんなことが虐待に ～障害者虐待の例～

### 身体的虐待



たとえば・・・

- 平手打ち、殴る、蹴る
- ベッドに縛りつけたり、薬を過剰に投与する
- 閉じ込める など

こんなサインが・・・

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある
- 急におびえたりこわがったりする
- 傷やあざなどの説明が変化する など

- こんなサインが・・・
- 肛門、性器などに出血や傷
  - ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる
  - 人に相談するのをためらう など

- たとえば・・・
- キスをする ●裸にする
  - 性交 ●性器への接触
  - わいせつな話をする、映像を見せる など

### 性的虐待



### 心理的虐待



たとえば・・・

- 怒鳴る ●ののしる
- 悪口を言う ●仲間に入れない
- 無視する ●子ども扱いはする など

こんなサインが・・・

- おびえる、泣く、叫ぶなど
- パニックを起こす
- 攻撃的な態度がみられる
- 自傷行為をする など

- こんなサインが・・・
- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い
  - ひどく空腹を訴え、栄養失調が見られる
  - 学校や職場などでこない など

- たとえば・・・
- 十分な食事を与えない
  - 不潔な住環境で生活させる
  - 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

### 放棄・放任 (ネグレクト)



### 経済的虐待



たとえば・・・

- 年金や賞金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など

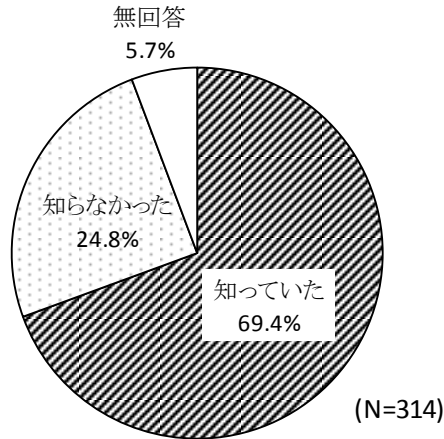
こんなサインが・・・

- お金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 生活費などの支払ができていない など

(3) 障害者虐待に気づいた人に通報義務があることの認知

**通報義務があることを知っていた人は約7割。  
20歳代で知っていた人は87.9%と高く、年代が上がるにつれて低くなる傾向。**

問 25 付問 2 **問 25 で 1 に回答した人に** あなたは、障害者虐待防止法において、障害者虐待に気づいた人に通報義務があることを知っていましたか。(あてはまる番号に1つだけ○印)



◆属性別特徴

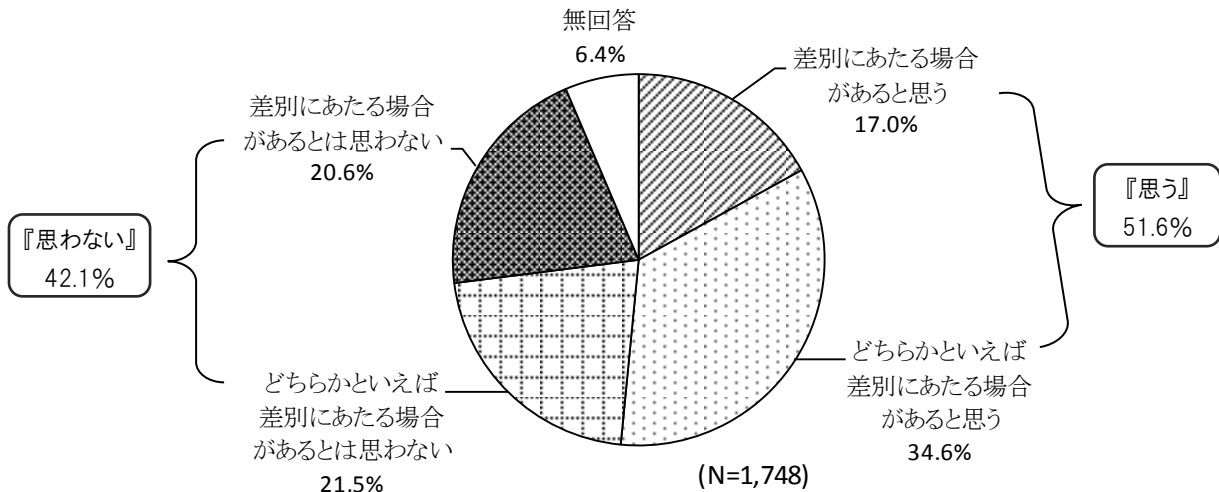
- 【性別】認知度は男性 72.7%に対して女性 66.3%と 6.4 ポイント男性が高い。
- 【年齢別】認知度は 20 歳代で 87.9%と最も高く、年齢が上がるほど認知度は低くなり、70 歳以上では 57.1%。
- 【障害者福祉の満足度別】不満をもっている人の認知度は 79.0%で、満足している人(63.9%)より 15 ポイントほど高い。
- 【家族の状況別】障害者手帳保持者がいる世帯の認知度は 79.2%で、いない世帯(67.3%)より 12 ポイントほど高い。

		標本数 (票)	障害者虐待に気づいた人に通報義務があることの認知 (%)		
			知っていた	た知らなかった	無回答
全体 (カッコ内は標本数)		100.0 ( 314)	69.4 ( 218)	24.8 ( 78)	5.7 ( 18)
性別	男性	154	72.7	18.8	8.4
	女性	160	66.3	30.6	3.1
年齢別	20歳代	33	87.9	9.1	3.0
	30歳代	37	75.7	21.6	2.7
	40歳代	44	77.3	20.5	2.3
	50歳代	66	71.2	24.2	4.5
	60歳代	78	61.5	29.5	9.0
	70歳以上	56	57.1	33.9	8.9
満足度別 障害者の	満足	122	63.9	29.5	6.6
	不満	81	79.0	16.0	4.9
	わからない	92	69.6	25.0	5.4
	無回答	19	63.2	31.6	5.3
家族の状況別	障害者手帳所持者なし	263	67.3	27.8	4.9
	障害者手帳所持者あり	48	79.2	10.4	10.4
	無回答	3	100.0	-	-

## 7-2 障害を理由とする差別についての認識

**障害のある人の生活の不便さを取り除く配慮を行わないことが差別にあたると思う人は51.6%。  
「障害者福祉の充実」を重要と考える人で差別にあたるという認識が高い。**

問 26 障害のある人となない人が同じように生活するためには、生活するための不便さを取り除く、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内など、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」にあたる場合があると思いますか。(あてはまる番号に1つだけ○印)



### ◆属性別特徴

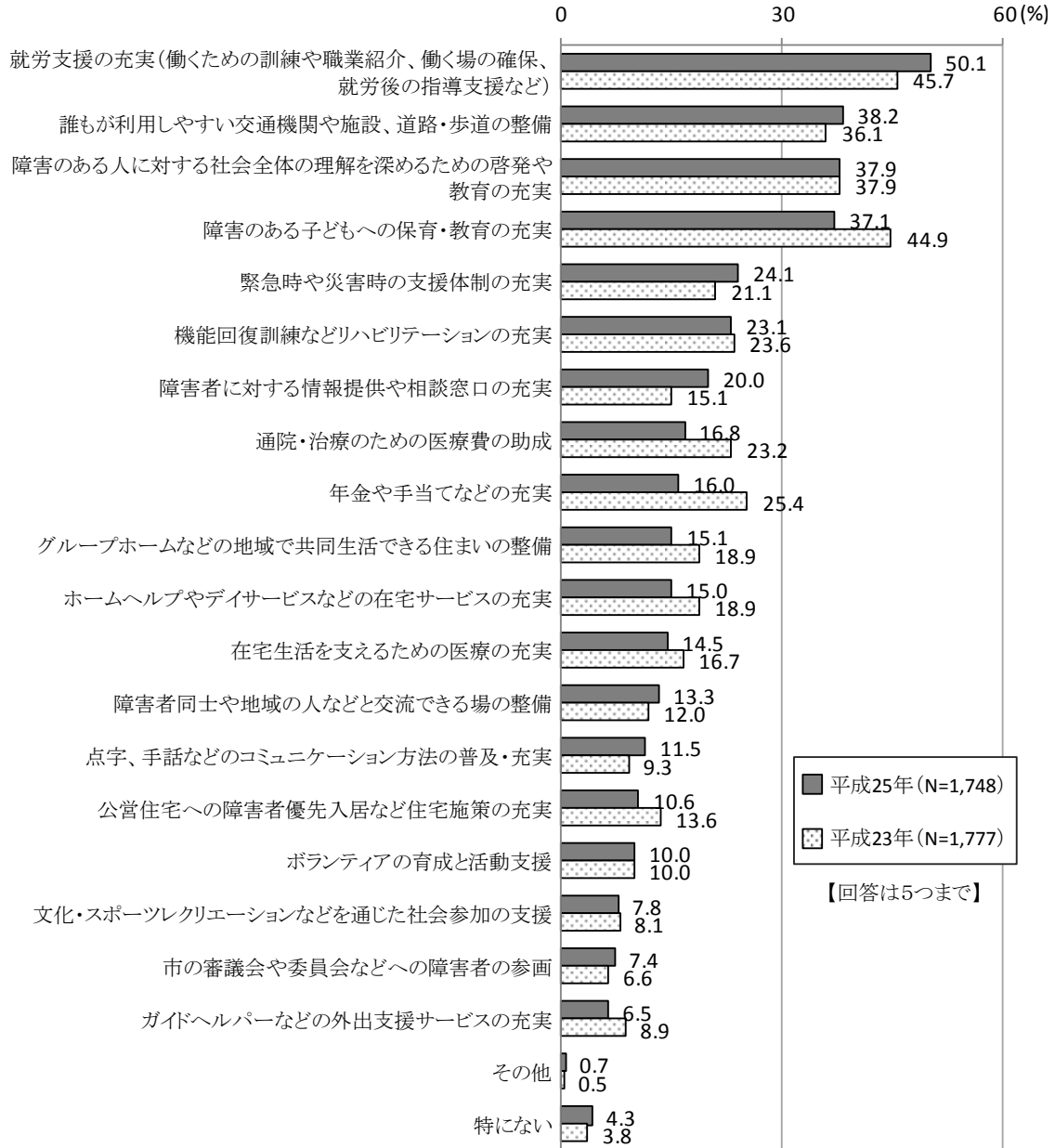
- 【性別】「差別にあたる場合があると思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『思う』は男女ともに5割を超えている。
- 【年齢別】差別にあたると『思う』割合は60歳代で56.0%と最も高く、そこから若年層になるにしたがって低くなる傾向がある。また、20歳代では唯一、差別にあたると『思わない』割合が5割を超えている。
- 【障害者福祉の重要度別】重要視している人の5割以上は差別にあたると思っているが、重要視していない人は『思わない』割合が6割強と高い。
- 【家族の状況別】障害者手帳を持っている人が家族にどうかで『思う』の割合に違いはないが、『思わない』は障害者手帳所持者がいない世帯の方が4ポイント高い。

		標本数(票)	障害を理由とする差別についての認識(%)						
			あ る と 思 う	差 別に あ ら な い 場 合 が あ る	ど ち か と い え ば あ ら な い	ど ち か と い え ば あ ら な い	あ ら な い 場 合 が あ る	差 別に あ ら な い 場 合 が あ る	無 回 答
全 体 (カッコ内は標本数)		100.0 (1,748)	17.0 ( 297)	<b>34.6</b> ( 604)	21.5 ( 375)	20.6 ( 360)	6.4 ( 112)	<b>51.6</b> ( 901)	<b>42.1</b> ( 735)
性 別	男性	818	17.4	<b>33.6</b>	20.3	22.5	6.2	<b>51.0</b>	<b>42.8</b>
	女性	930	16.7	<b>35.4</b>	22.5	18.9	6.6	<b>52.1</b>	<b>41.4</b>
年 齢 別	20歳代	225	12.9	<b>32.4</b>	21.8	29.3	3.6	<b>45.3</b>	<b>51.1</b>
	30歳代	276	17.4	<b>31.9</b>	27.5	18.5	4.7	<b>49.3</b>	<b>46.0</b>
	40歳代	323	19.2	<b>34.1</b>	27.6	16.7	2.5	<b>53.3</b>	<b>44.3</b>
	50歳代	315	18.1	<b>34.9</b>	19.0	21.9	6.0	<b>53.0</b>	<b>40.9</b>
	60歳代	382	17.8	<b>38.2</b>	17.8	18.8	7.3	<b>56.0</b>	<b>36.6</b>
	70歳以上	227	14.5	<b>33.9</b>	14.5	21.1	15.9	<b>48.4</b>	<b>35.6</b>
重 要 度 別	重要	1,421	17.6	<b>36.5</b>	21.5	18.9	5.6	<b>54.1</b>	<b>40.4</b>
	重要でない	105	13.3	20.0	23.8	<b>39.0</b>	3.8	<b>33.3</b>	<b>62.8</b>
	わからない	198	16.2	<b>27.3</b>	21.7	22.7	12.1	<b>43.5</b>	<b>44.4</b>
	無回答	24	4.2	<b>45.8</b>	8.3	25.0	16.7	<b>50.0</b>	<b>33.3</b>
状 況 別	障害者手帳所持者なし	1,541	17.0	<b>34.7</b>	21.9	20.6	5.9	<b>51.7</b>	<b>42.5</b>
	障害者手帳所持者あり	192	17.2	<b>33.9</b>	17.7	20.8	10.4	<b>51.1</b>	<b>38.5</b>
	無回答	15	13.3	<b>33.3</b>	26.7	20.0	6.7	<b>46.6</b>	<b>46.7</b>

### 7-3 障害者への支援策

「就労支援」が50.1%で1位、「交通機関や施設の整備」「啓発や教育の充実」「保育・教育の充実」も4割近くと高い。

問27 今後、障害がある人の自立と福祉向上のための支援として、久留米市はどのようなことを重点的に進めるべきだと考えますか。次の中から5つまで（4つ以内でも構いません）選び、番号に○印をつけてください。



#### ◆属性別特徴

【性別】「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」「緊急時や災害時の支援体制の充実」「就労支援の充実」などで男性と比較して特に女性の割合が高い。

#### 【年齢別】

- ・「就労支援の充実」は50歳代で約6割と最も高い。また、30歳代～50歳代では「障害のある子どもへの保育・教育の充実」が他の年代と比較して高くなっている。
- ・「通院・治療のための医療費の助成」は20歳代で、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」や「点字、手話などのコミュニケーション方法の普及・充実」は30歳代以下でそれぞれ割合が高い。



・「機能回復訓練などのリハビリテーションの充実」は 70 歳以上で3割を超えている。

【障害者福祉の満足度別】不満やわからないと答えた人で「就労支援の充実」の割合が高い。

【家族の状況別】障害者手帳所持者がいる世帯では「年金や手当での充実」や「住宅施策の充実」の割合が高く、いない世帯では「障害のある子どもへの保育・教育の充実」や「就労支援の充実」「点字、手話などのコミュニケーション方法の普及・充実」などの割合が高い。

		標本数(票)	久留米市が重点的に進めるべき障害者への支援策 (%)												
			や体の障害の教育の充実	障害のある子どもへの保育・教育の充実	障害者の審議会や委員会などへの参画	市の審議会や委員会などへの参画	保、就労後、職業紹介、働き場の確保	訓練や職後、職業紹介、働き場の確保	就労支援の充実(働くための)	年金や手当などの充実	など住宅への施策の充実	公営住宅への施策の充実	共同生活できる住まいの整備	グループホームなどの地域の整備	機能回復訓練の充実
全体 (カッコ内は標本数)		100.0 (1,748)	37.9 (663)	37.1 (648)	7.4 (130)	50.1 (876)	16.0 (280)	10.6 (186)	15.1 (264)	23.1 (403)	14.5 (253)	16.8 (294)	15.0 (262)		
性別	男性	818	39.0	35.0	8.4	47.7	16.7	11.2	13.7	23.0	14.2	16.5	15.0		
	女性	930	37.0	38.9	6.6	52.3	15.4	10.1	16.3	23.1	14.7	17.1	14.9		
年齢別	20歳代	225	34.7	29.3	4.0	43.6	21.8	8.9	12.9	19.1	16.9	23.1	15.1		
	30歳代	276	29.0	44.2	9.4	48.6	14.5	8.3	14.9	19.9	12.7	18.8	12.3		
	40歳代	323	41.2	42.4	7.4	52.0	13.9	10.5	14.6	20.1	13.3	16.7	18.0		
	50歳代	315	38.7	42.9	7.0	59.0	16.5	9.8	18.4	21.9	15.6	13.0	15.6		
	60歳代	382	42.4	33.5	8.6	50.8	14.7	12.0	15.4	25.4	15.2	16.5	18.1		
	70歳以上	227	38.8	26.4	7.0	42.3	16.7	14.1	13.2	32.6	13.2	14.1	7.9		
満足度別	満足	522	42.0	35.8	9.4	46.9	16.5	11.3	15.7	21.8	14.2	17.2	15.3		
	不満	356	40.2	37.1	9.8	53.1	16.3	12.9	16.0	21.9	16.3	17.7	16.3		
	わからない 無回答	801 69	34.5 36.2	38.2 33.3	5.4 4.3	52.2 34.8	14.7 26.1	9.0 13.0	14.6 11.6	24.5 21.7	13.6 17.4	16.6 11.6	14.5 11.6		
家族状況別の	障害者手帳所持者なし	1,541	38.5	38.2	7.6	50.8	14.4	9.9	15.0	23.5	14.1	16.6	15.0		
	障害者手帳所持者あり	192	35.4	27.1	6.3	43.8	29.7	14.6	16.7	19.3	17.2	18.2	14.1		
	無回答	15	13.3	46.7	6.7	60.0	6.7	40.0	6.7	26.7	13.3	20.0	26.7		
全体 (カッコ内は標本数)		100.0 (1,748)	6.5 (114)	20.0 (349)	11.5 (201)	13.3 (233)	10.0 (174)	7.8 (137)	24.1 (421)	38.2 (667)	0.7 (13)	4.3 (76)	4.2 (73)		
性別	男性	818	5.6	18.7	10.6	14.2	11.1	9.0	21.0	34.5	0.6	5.5	4.6		
	女性	930	7.3	21.1	12.3	12.6	8.9	6.8	26.8	41.4	0.9	3.3	3.8		
年齢別	20歳代	225	4.9	15.6	19.6	10.2	10.7	8.9	28.4	45.8	0.9	6.2	1.3		
	30歳代	276	7.6	15.6	17.8	16.3	13.4	6.2	23.2	46.7	1.8	5.4	3.3		
	40歳代	323	8.7	20.7	10.5	15.2	8.0	10.5	22.6	40.2	1.5	2.8	1.5		
	50歳代	315	7.9	23.2	9.2	13.3	9.8	7.3	22.2	33.0	-	2.9	4.4		
	60歳代	382	6.3	23.0	8.9	11.8	9.9	7.1	26.2	33.2	0.3	3.7	5.0		
	70歳以上	227	2.2	18.9	4.8	12.8	7.9	7.0	22.0	32.6	-	6.6	10.1		
満足度別	満足	522	6.9	21.6	11.5	15.1	11.5	10.3	24.1	36.6	1.0	2.1	5.0		
	不満	356	7.6	21.9	8.7	14.6	12.6	8.4	23.0	36.0	0.8	3.7	3.9		
	わからない 無回答	801 69	6.2 1.4	18.6 13.0	13.0 8.7	12.0 8.7	8.0 7.2	6.1 5.8	25.2 15.9	41.4 23.2	0.6 -	5.7 8.7	3.4 8.7		
家族状況別の	障害者手帳所持者なし	1,541	6.6	19.7	12.3	13.6	10.1	8.0	24.1	38.5	0.7	4.5	3.6		
	障害者手帳所持者あり	192	6.3	22.4	4.7	10.9	8.9	6.8	24.0	35.4	1.0	3.1	8.9		
	無回答	15	-	20.0	13.3	13.3	6.7	-	26.7	40.0	-	6.7	6.7		

## 考 察 — 障害者福祉 —

### ●すべての障害のある人が、その人らしく安心して暮らし続けることができるまちづくりに向けた施策の推進

久留米市では、平成18年度に「久留米市障害者計画」を、平成24年度に「第3期久留米市障害福祉計画」を策定し、障害のある人の生活を支援する様々な取組みを進めてきた。特に、同市の障害者施策の基本的方針を定める「久留米市障害者計画」については、すべての障害のある人が、その人らしく安心して暮らしていくための施策の推進に取り組んでおり、平成26年度から次期計画に移行する予定となっている。

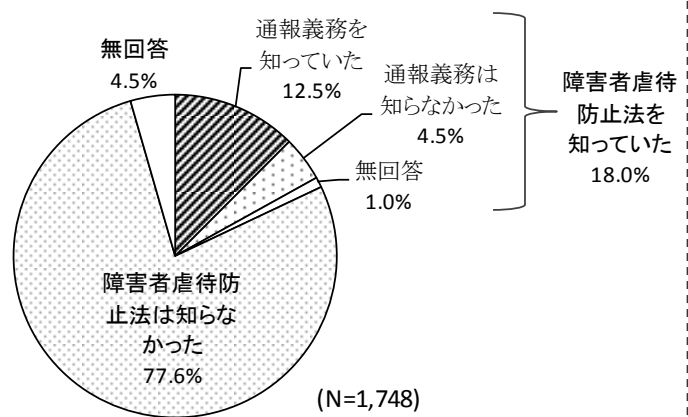
国においては、現在、国連の「障害者権利条約」の批准に向け、障害者に関する国内法の整備が進められてきた。平成23年には「改正障害者基本法」、平成24年には「障害者虐待防止法」、平成25年には「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」が施行され、さらに平成28年4月からは「障害者差別解消法」および「改正障害者雇用促進法」が施行される。障害者に関連する国内法の整備をほぼ終えた現在において、障害者福祉に関する市民の知識や意識を確認することは、大きな意味があると思われる。

### ●障害者虐待の早期発見、早期解決に向けて、市民への啓発と情報提供が重要

本調査では、平成24年に施行された「障害者虐待防止法」についての認知をたずねている。その結果、「知っていた」は2割弱にとどまっており、8割近くが「知らなかった」と回答している。施行から調査時期までわずか10ヶ月ほどしか経過しておらず、低い認知度は致し方ない面もあるかと思われる。しかし、児童虐待防止法やDV防止法の認知度の高まりとともに、児童虐待やDVの被害が顕在化していったように、法律の認知度を高めることが被害の早期発見につながる。家族の状況別にみると、家族に障害者手帳をもつ人がいる人では認知度がやや高いものの、それでも25.0%にとどまっている。

また、「障害者虐待防止法」について知っていた人でも、障害者虐待に気づいた人に通報義務があることを知らなかった人が24.8%いたことから、回答者全体の中で通報義務について知っている人は1割強にとどまることになる。障害者虐待の早期発見、早期解決に向けて、市民全体に向けた啓発と情報提供が望まれる。

◆障害者虐待防止法の認知と通報義務の認知



### ●障害がある人の自立や社会参画を妨げるような社会的障壁を取り除く「合理的な配慮」について市民の理解を深める啓発

「障害者権利条約」および「改正障害者基本法」では、障害のある人への「合理的な配慮」をしないことを差別として位置づけている。「障害者差別解消法」でも、行政に対して「障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、

社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と、「合理的な配慮」を義務づけている（事業者に対しては努力義務）。「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの中で、「合理的な配慮」とは、障害がある人の自立や社会参画を妨げるような社会的障壁を、過度な負担を伴わない範囲で取り除くことである。

本調査では、「障害のある人となない人が同じように生活するためには、生活するための不便さを取り除く、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内など、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあります。こうした配慮や工夫を行わないことが『障害を理由とする差別』にあたる場合がありますか」と、具体例を交えてたずねている。その結果、『思う』（「差別にあたる場合があると思う」「どちらかといえば差別にあたる場合があると思う」の合計）が51.6%、『思わない』（「差別にあたる場合があるとは思わない」「どちらかといえば差別にあたる場合があるとは思わない」の合計）が42.1%となっており、『思う』が『思わない』を10ポイント近く上回っていた。2012年7月に内閣府が実施した調査では、『思う』46.1%、『思わない』45.7%となっており、本調査の回答者の方が、合理的な配慮をしないことが差別にあたると考えている割合が高かった。

◆障害を理由とする差別についての認識(内閣府調査比較)

	『差別 思うに あたる と』	『差別 わいな あいた ると』	無 回 答 (%)
久留米市調査	51.6	42.1	6.4
内閣府調査(平成24年)	46.1	45.7	8.2

同時に、「障害者権利条約」および「改正障害者基本法」が差別にあたるとしている「合理的な配慮の欠如」について、4割以上が差別にあたるとは思っていないことが明らかになった。「合理的な配慮」を行うことは、障害のある人となない人との実質的な平等を確保するうえで重要なことである。また、「合理的な配慮」を行ううえでは、障害のある人が自身の状況に応じたニーズを挙げていくことも必要であるが、調査結果では家族に障害者手帳をもつ人がいる人といない人とで大きな差はみられなかった。そのため、「障害者権利条約」および「改正障害者基本法」の理念や合理的配慮の必要性について、障害のある無しにかかわらず、より積極的に周知、啓発することが重要である。

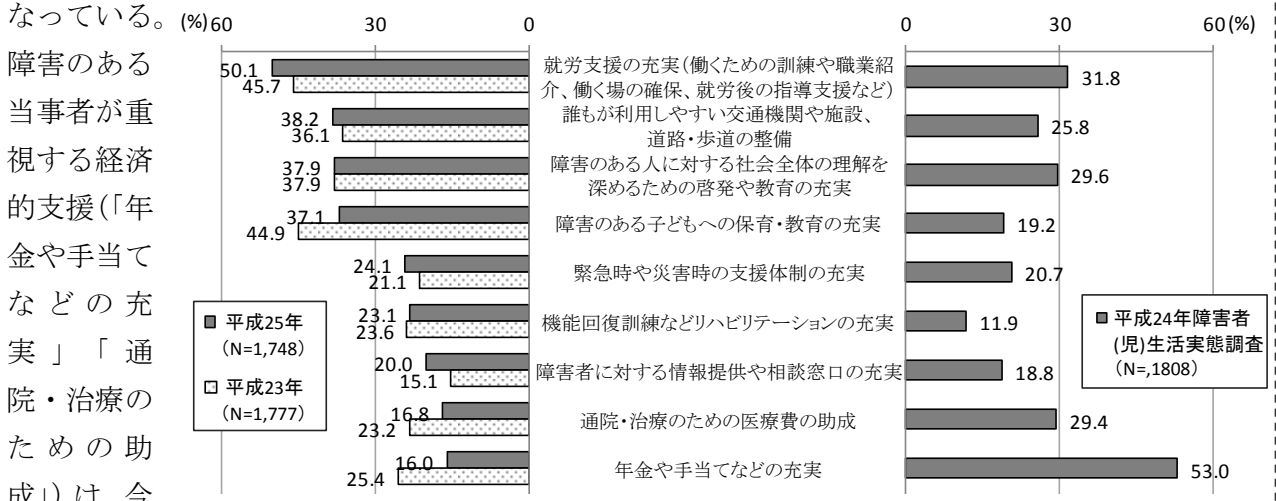
**●市が重点的に進めるべきこととして「就労支援の充実」が50.1%で第1位  
障害のある人は「経済的支援」を望む割合が高く、市民との認識の乖離がうかがえる  
多様な障害の状況や、それによって異なる当事者のニーズについても、広く周知、啓発を  
実施することが重要**

障害がある人の自立と福祉向上のための支援として、市が重点的に進めるべきこととしては、「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、働く場の確保、就労後の指導支援など）」が50.1%で第1位となっており、「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」「障害のある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実」「障害のある子どもへの保育・教育の充実」などがそれぞれ4割近くで続いている。

市が平成24年12月に実施した「久留米市障害者（児）生活実態調査」では、同じ設問を障害のある市民（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者等）にたずねて

いるが、その結果では「年金や手当などの充実」53.0%、「就労支援の充実」31.8%、「啓発や教育の充実」29.6%、「通院・治療のための助成」29.4%、「交通機関や施設の整備」25.8%などが上位となっている。

◆障害者への支援策(上位9項目)(前回調査、平成24年久留米市障害者(児)生活実態調査比較)



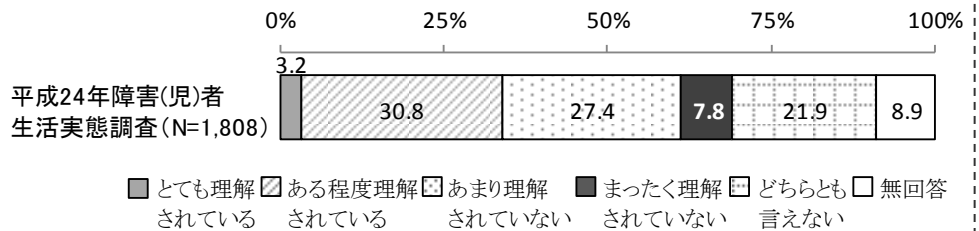
今回の調査では上位に入っておらず、当事者とそれ以外の市民との認識の乖離がうかがえる。本調査でも家族に障害者手帳をもつ人がいる人では「年金や手当などの充実」は、障害者手帳を持つ人がいない人に比べて15ポイント以上高くなっている。

また、平成23年度に実施した調査と比較すると、「就労支援の充実」「障害者に対する情報提供や相談窓口の充実」が5ポイント程度増加し、「障害のある子どもへの保育・教育の充実」「通院・治療のための医療費の助成」「年金や手当などの充実」は大きく値を下げており、障害のある当事者が、求めている経済的支援について、重視する割合が減少する結果となっている。

「障害者(児)生活実態調査」では、障害や障害のある人に対する市民の理解について、「あまり理解されていない」「まったく理解されていない」と回答した人が35.2%となっている。

また、一口に障害といっても、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などの障害の内容によって、あるいはそれぞれの中

◆障害や障害のある人に対する市民の理解



でも障害の程度や生活の状況によって様々である。障害や障害者についての啓発を進めることは、本調査の回答者も障害のある当事者もともに重視しているが、表面的な意識啓発にとどめることなく、多様な障害の状況や、それによって異なる当事者のニーズについても、理解を深めるように広く周知、啓発を実施することが望ましい。